

役員候補選出規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第61条第1項の規定に基づき役員を選出に関し必要な事項を定める。

(役員候補者の資格)

第2条 役員候補者は、定款第6条第1項第1号に定める正会員の資格を有する者とする。

(役員の数)

第3条 役員の数、定款第24条に規定する定数とする。

(役員の任期)

第4条 役員の任期は、定款第28条に規定する任期とする。役員約半数を2年ごとに改選する。

- 2 役員欠員により新たに選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(選挙管理委員会)

第5条 理事会は、役員任期満了の少なくとも60日以前に選挙管理委員会を設置し、選挙管理事務の一切を委託する。

2. 理事会は、役員欠員等により、必要を認めた時は、選挙管理委員会を設置することができる。
3. 選挙管理委員会は、各支部長および支部長不在の支部については会長の指名により決定した選挙管理委員5名をもって構成する。
4. 選挙管理委員会は、各ブロック持ち回りにより選挙管理委員長1名を選出する。
5. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統轄する。
6. 選挙管理委員会は、委員長が招集し、開催する。
7. 選挙管理委員の任期は、書面による会員総会終了までとする。

(選挙管理委員会の職務)

第6条 選挙管理委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 役員改選の公示及び役員立候補者の公募。但し、選挙管理委員は役員候補者となることができない。
- (2) 公募のための公示期間は7日以上とする。
- (3) 立候補受付期間、選挙期日並びに開票日を各戸に通知する。
- (4) 立候補者の受付、資格審査及び立候補者名の公示。
- (5) 投票用紙の作製、配付、開票(回収並びに集計を含む)、有効・無効の決定。
- (6) 開票結果を理事会に報告すると共に選挙人に公示する。

(7) その他選挙管理及び役員選出に係る必要な事務処理を行う。

(ブロック別役員の定数)

第7条 役員の地域的分布の平等化をはかるため、次に定めるブロック(支部)別に役員候補者を選出する

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 関東地区(本部)ブロック | 13名以内 |
| (2) 北海道・東北ブロック | 3名以内 |
| (3) 東海・中部・北陸ブロック | 3名以内 |
| (4) 関西ブロック | 3名以内 |
| (5) 四国・中国・九州・沖縄ブロック | 3名以内 |

(役員候補者の推薦方法)

第8条 現理事会約半数の推薦枠は、各ブロック(1)が6~7名:(2)~(5)は1~2名とし、定款の規定数を満たさない人数とする。半数改選の新役員的人数は役員候補者を円滑に選出するため、ブロック別に自薦または他薦により正会員から役員候補者を募る。但し、各ブロック推薦による役員候補者にかかわらず個人の意志による立候補者はこの限りではない。

(選挙人及び投票権)

第9条 選挙人(選挙権を有する者)は、正会員とし、投票権は正会員1名につき1票とする。

(選挙の方法)

第10条 選挙は、ブロックごとに連記、無記名投票とする。

- 投票は、選挙管理委員会から送付される投票用紙に必要な事項を記入の上、二重封筒に住所・氏名を明記し、選挙管理委員会宛に定められた期日までに返送する。
- 投票結果の上位から順次定数までを当選者とする。
- 得票数が同数の場合は、開票時の理事会での出席理事による再投票により決定する。
- 役員候補者が定数と同数の場合は、選挙を省略できる。

(開票)

第11条 開票は、正会員3名以上が立合い、選挙管理委員会が行う。

- 選挙人は、開票の参観をもとめることができる。

(書面総会)

第12条 代表理事は、この規則に基づき選出された役員候補者について信任を受けるための投票をできるだけすみやかにを行い、組合員の書面による議決を受けるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回通常理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行の日をもって、日本女性科学者の会の内規「会長選出について」は廃止する。